

2025 年度第 3 回契約監視委員会議事概要

1. 日時：2025 年 12 月 12 日（金）14:00～16:00
2. 場所：JICA 本部 2 階 202 会議室（Teams での接続あり）
3. 出席者：唐木秀明委員長、小川千恵子委員、中村明奈委員、佐野景子委員、JICA 三井理事、国際協力調達部高橋部長、総務部高樋審議役兼次長、企画部室谷審議役兼次長、ガバナンス・平和構築部眞田審議役兼次長、他関係部署
4. 議事：

（１）2025 年度上半期契約

JICA 国際協力調達部より、「競争性のない随意契約」、「一者応札・応募」を中心とした 2025 年度上半期契約実績を報告し、続いて質疑応答を行った。概要は以下のとおり。

＜委員からの主な意見・質問、JICA からの回答等＞

- 委員：「各種業務委託」の種別に分類される契約が増えているが、特定の大型契約が額を膨らませている、ということだけではなく、更新を続けるうちに契約相手方が固定してしまう、或いは 1 者しか応札できない状況を作り出している傾向があるのではないか。その分析は行っているか。そのような傾向があるとすれば抑えていく必要もあると思う。
JICA：個別契約毎の情報を調べて改めてお答えさせて顶きたい。
JICA：各種業務委託には、招聘事業や長期研修員受け入れ体制整備のような大型契約が含まれ、複数年度で契約しているため、契約年に当たると全体金額を押し上げることになる。一方、JICA 独自色が強い協力隊の募集業務など、受注経験豊富な受注者しか応札しないような契約もあるが、個々の委託内容自体は渡航手配などの集合体で特命随契にするほどの特殊性がないため、「競争の結果 1 者応札」というカテゴリーに落ちてくる。こうした契約は、参加意思確認公募を通じて競争性のある随意契約化としていくなどの効率化を進めていくのがよいかもしれない。
- 委員：競争性のない随意契約の減少理由として、大学との研修員受入委託契約の複数年度契約化を受けて 2024 年度に膨らんだ契約金額が平常化した、と説明されているが、前年度に複数年度契約が進んだのであれば、

2025 年度は「平常化」ではなく「縮減」したのではないか。

JICA：ご指摘に感謝。毎年行っていた契約を 3 年の複数年契約化したわけであり、大学との契約に関し、2025 年度に「平常化」した、というのは必ずしも正しい表現ではない。

委員：複数年契約が 3 年上限ということは、2027 年度に再び増加するという理解でよいのか。

JICA：そのとおり。

（２）変更契約の点検

JICA 関係部署より 2024 年度対象案件につき説明後、質疑応答を行った。概要は以下のとおり。

① DXLab 支援業務 第 2 期

＜委員からの主な意見・質問、JICA からの回答等＞

- 委員：DX を導入することによって何が変わりどのようなメリットがあったのか。

JICA：インドのデリー・メトロにおけるデジタル技術を使った組織効率化や、同じくインドの森林事業でのデータ連携基盤整備による事業の付加価値創出といった例が挙げられる。より具体的な例として、インドのデリー都市圏のスマートシティ化では、例えば日本の交通系カードのようなものを通じたユーザー動向等の諸データ集積によって、より効率的な交通形態や時刻割に活かしていく、というような事例がある。

委員：そのような活動は、現地の IT システム業者とかコンサルタントと組んで行うことになるのか。

JICA：DXLab 支援業務ではコンサルタントと契約しており、コンセプト設定／概念実証のための詳細コンセプト設定／それに基づき現地デジタルパートナーを調達し共同でシステム構築、という一連の仕組みで動いている。

- 委員：契約充当可能額の 750% 増の背景如何。理由の 1 つとして「支援ニーズが思ったより大きかった」という点が挙げられているが、当初見込みと著しく乖離したのは何故か。また、契約相手は委託業務量の著しい増加を吸収できたのか。

JICA：1) 有償資金協力案件のニーズの高まりへの対応、2) 令和 5 年度補正予算案件への対応、3) 2023 年の日本政府による広島 AI プロセスに伴い高まったグローバルサウス向け AI 協力ニーズへの対応、という 3 つの予想外の予算増要因が発生、結果、当初見込み約 528 百万円が約

3,961 百万円に増加した。受注先については、意見招請などを経て、本邦だけではなくグローバルに体制動員ができる先を模索のうえ、複数者候補がある中で競争を経て決定しており、結果として当方の支援ニーズに十分応え得る先が落札した。

委員：事前作成資料では、2025 年度に第 3 期を一般競争入札にして、業務内容に大きな変更はないものの、単価契約から業務委託契約と同様の扱いに変更し、想定する発注量、つまり想定時間数に応じた契約金額を設定した、とあるが、見直しの理由如何。単価契約であれば、予算が付いた場合どんどん業務を増やせてしまうため、今回、全体量を計算することにしたのは、750%も契約金額が膨らむ、といったことを避けるにはよい方法と思う。

JICA：ある程度定常化できる事務局支援、広報業務等は月当りの想定業務量を契約期間で掛けて算出するなどしているが、一義的には予算管理のわかりにくさを解消するために、業務量を総額で示す形態へと見直した。設計やデジタルの実証事業を行う部分は、追加の支援ニーズを織り込めるような構成としているが、増額幅には上限を設定し、予算管理の予見性を高めるようにした。

委員：予算管理、契約管理上の予見性を高める見直しは非常に良かった。担当部による自発的な見直しであればよいプラクティスとして組織内に広がってほしいし、国際協力調達部等のアドバイスに基づいたものであれば、その機能は他の案件でも必要である。

JICA：本件は、担当部が契約充当額が大きく膨らむことに問題意識を持ち、国際協力調達部の契約推進担当課と相談し、定常業務とアドホック業務の扱いを分けて整理したうえで、最終的に業務委託契約に落ち着いた、という経緯がある。

- 委員：本案件の中身は、STI・DX 室ではなく、各事業部から上がってきたという理解になるか。

JICA：そのとおり。

委員：案件が決まりそれに従って契約内容が確定する、というのが通常のプロセスだが、本件は DXLab 機能を活用して何らかの事業を行う、という契約で、この段階では具体的な事業規模は決まっていない、これが 750%も予算が膨らむ結果にも繋がっている、ということになるのか。

JICA：流れはそのとおりで、地域戦略とかグローバル戦略のマクロ視点、個別案件毎のデジタル技術による付加価値化の可能性といったミクロ視点、更には急速にニーズの高まった AI 案件への対応等、多くの視点で事業部より相談をもらい、ニーズにマッチすれば規模感含め本契約事業

による DX の取り込みを検討していく、というプロセスで進めている。

JICA：相手国政府の業務効率化が進む、交通データにより国民にとって利便性の高いアプリ提供が実現するなど、DX 主流化により、事業の質の向上が見込まれることから、STI・DX 室が各事業部から「DX で事業をより良くしたい」という相談を受け、コンサルテーションを行い、意義と持続性のある案件を支援対象として選定している。円借款事業でも、関連予算を割いて DXLab の機能を活用したいという事例が増えている。さらに、日本の経済対策もあり、本邦企業と組んで途上国での DX 化を推進していく、という動きもあって、年を追うごとに DXLab 活用の幅が広がってきた、という流れと理解している。

JICA：JICA が事業を進めていく中では、地域、開発課題を横串で貫く、ジェンダーや気候変動の課題があり、デジタルの活用もその 1 つ。具体的な事業の中でそういう横串課題にどう対処できるか、というところをサポートするユニットとして立ち上げたのが、本案件「DX の推進のための支援業務」ということだと理解していただければと思う。

- 委員：結果として蓄積される経験・ノウハウは JICA と契約したコンサルタントのどちらに帰属するのか。コンサルタント側となれば、JICA としては契約先を固定せざるを得なくなるのでは、と懸念する。

JICA：案件の設計や、国や分野ごとの収集情報を整理した文書は JICA に帰属するが、内外デジタルパートナーに委託して実際に構築されたシステムなどは当該パートナーに帰属することになる。

JICA：ODA で行われる事業の中で開発されたデータ活用サービスは、同サービスをもともと保有している企業に帰属する。但し、相手国政府のデータも活用して共同開発するような場合は、事業開始前に権利関係の整理を行うのが通常。

委員：例えば A 国向けに実施した DX サービスを B 国でもやりたい、となった時に JICA に権利がないと横展開ができない、ということにはならないか。

JICA：おそらくデジタルのアーキテクチャの基本コンセプトは JICA による横展開が可能で、細かいシステムの技術仕様等は権利帰属主体に任せることになるのではないかな。

委員：了解。

② JICA 情報通信網の更改

<委員からの主な意見・質問、JICA からの回答等>

- 委員：期間の 1 年延長は次期情報通信網の運用開始まで、ということだ

が、つまり現時点で契約は終了済みで次の運用が始まっているのか。

JICA：そのとおり。延長期間中に後継システム構築を実施し、既にその運用業務を開始している。

委員：別途の後継システム開発契約が完了していて、今は移行のための契約期間中ということか。

JICA：本年の４月から既に後継契約の運用期間が始まっており、旧契約は既に完了している。

③ ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

＜委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等＞

- 委員：第４回目の変更契約の理由として、動画作成を通じた活動の記録、国内外におけるJICAのウクライナ支援への理解促進のために人員／契約金増額を行った」とあるが、必要性和内容を教示願いたい。動画を見ることで、今後業務に応札してくる業者が増えるというような効果を狙ったものか。

JICA：本業務は対外的に周知されていないこともあり、日本の経験共有を進めるという活動に加えて、広報効果を狙って動画を作成することにした。広く一般の方々を対象としており、公開リンクからYOU TUBEでご覧いただけるようになっている。

JICA：通常は広報部が事業周知のために広報素材を作成するが、注目度が高い、又はウクライナのように事業関係者以外の立ち入りが困難なケースでは、広報の部分も合わせて事業委託先のコンサルタントにお願いするケースはある。

- 委員：調査事業は結局紛争終了まで完結しないので、それまでこの契約の延長は続くのではないか。一方で、紛争終了後は本調査に基づく具体的な案件実施が決まっていって、個々の案件ベースで契約が結ばれていく、という方向で理解してよいのか。

JICA：紛争期間は３年程度でその後は復興ステージに移行、という、当初の一般的見通しをもとに業務を開始した。契約延長が続いている背景は、ご理解のとおり紛争が終了しないからであるが、それに伴い拡大する被害の復旧と、紛争終了後の復興への備えを並行してやっていく、というのが現時点でのアプローチ。今現在、これ以上の延長は想定してないが、契約延長については関係者と相談・協議のうえ決められることになるう。

委員：紛争が終結した段階での包括的な案件の立ち上げは困難であろう

し、割り切ってコストをかけて継続的に現地状況を追いかけるしかない点は理解する一方で、本契約を延長し続けることの是非判断は難しい。

JICA：日本としてのプライオリティが高く、実際ニーズもある中で、調査のみならず機材供与等の緊急支援も包含する本契約は非常に重要で、現状が続く限りは延長も致し方ないと思う。勿論、復興・開発の段階になれば本調査をベースに個々の事業が立ち上がることになり、新たな競争原理の下に公平に受注者が決まっていく、ということかと思う。そのような切り分けは、事業部・主管部とともに国際協力調達部の観点からも協議をしていきたい。

④ ベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関強化及び運営会社能力強化支援プロジェクト

＜委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等＞

- 委員：新型コロナ感染拡大の状況下で、技術協力として対面でなければ対応できない部分があった場合、契約を延長し続けることに正当性があるのか、一旦切るべきなのか考えるきっかけとして本案件を選定した。本案件自体は延長して対応すること、契約変更の理由の正当性は理解できた。コロナ禍のように誰もが予測不可能な事態が起きた時に、契約をどう考えていくかは難しい課題である。
- 委員：6回目の変更理由である「ベトナム側の安全認証手続きの遅れ」の内容を説明願う。もう一点、「関連規定類草案が新たに日本側の対応となった」というのは、当初計画されていなかった業務が追加になったということか。

JICA：後者については、当初ベトナム側が行う予定だった部分が、「やはり難しい」と判明し日本側が引き受けることになったもの。安全認証業務の遅れについては、規制当局のホーチミン人民委員会が、初の鉄道事業を扱う中で規制の在り方に知見がなく、「あれも必要、これも必要」という議論への対応が必要になった。きちんと決まっていないルール作りも必要になるので、どうしても揺り戻しが発生する。

委員：つまり本件はコロナのような特殊事情ではなく、未経験事業に付随する追加的ニーズへの対応が、全体の遅れに繋がったと理解する。

- 委員：1号線は運営が開始されたと承知しているが、延伸若しくは2号線的な事業の計画に日本、若しくはJICAが関与しているのか。今回いろいろトレーニングも行っているの、そのノウハウをさらに活かしたら良い、という主旨での質問。

JICA：そこは社会基盤部ではなく東南アジア部が主管になるので、恐縮な

がら回答できない。

- JICA：主題を戻してしまい恐縮ながら、先ほどの予測不可能事態時の契約の在り方にかかるコメントに関し、予測不能な事態は、感染症や紛争など、終結したと思った後も再発する可能性など、不確実な状態が長く続くことが多い。コロナ時にはオンライン活用を模索するなど工夫して経験を蓄積したが、次回同様の事態が起これば、その時点で活用できる VR など新技術を含めてもう一度試すことになるのではないかと。まずオンラインへ切り替え、渡航可能になった段階で未実施分を再開するといった契約変更をすることになるのではないかと。

本案件の場合がそうだが、技術協力案件に関連するインフラ整備案件がある場合、同インフラ案件も感染症等によって遅延することが、さらに技術協力案件にも影響するということがある。案件を取り巻く個別状況に応じて、柔軟な契約変更のタイミングと内容の判断が重要となる。

委員：無償資金協力については、事業が長期間止まってしまった場合、財務省等政府から、資金を一度国庫に戻すとか、有効活用を求められると承知。一方、技術協力は運営費交付金で行っており、JICA の中で有効活用を考える必要があるのではないかと。例えば局地的に感染症が大流行し、そこでの協力活動がしばらくできない場合、他の地域向けの技術協力で回すとか。契約相手がいるので軽々には扱えないが、単に契約期間を延長して対応する、というだけでは国民の理解を得にくいのではないかと。説明責任を果たすことが求められるのではないかと。

JICA：無償資金協力の予算は案件を指定して日本政府より資金交付されるので、他案件への活用はできない仕組み。運営費交付金は JICA の活動にまとめて交付されるので、案件を超えたやり繰りが柔軟に行える仕組みと言える。現在、JICA 内でも技協案件の進捗が遅れた場合に予算をどう有効活用していくかを、各事業部が主体的に考えていける体制とすべく議論している。

JICA：コロナ当時、調達部門で関わっていた。技術協力は、ほぼ 100% 対面で行われてきたがそれが不可能になった。そのため遠隔での技術協力を検討する必要が生じ、契約延長によってその可能性を追求するとともに、新しい協力方法を創出するため、案件への予算の追加投入も行った。その経験から、今後は可能なものは即座にオンラインで対応できるとともに、対面でなければ成果が出ない案件は、早期に終了判断ができると思う。実際には受注者や相手国カウンターパートとの調整の中で、成果の整理と終了判断を行うことになると思うが、契約の観点で教訓は多くあるので、それを活かしていきたい。

委員：契約管理の話と資金管理の話は区別が必要。資金を他国に回す場合、資金の横流しというような、変な印象を与えないよう説明の仕方に気を付けた方がよいと感じる。

⑤ トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」（第1期）

<委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等>

- 委員：契約金額は変更契約により当初から約4倍に膨らんでいるが、資料や説明で変更理由を概ね理解。一方、第3回の変更契約はトルコ政府の要請に基づくと理解。本案件に限らないと思うが、相手国からの要請は受け入れるのが普通なのか。

JICA：ケースバイケース。支援価値があるか、先方への裨益効果は見込めるかの確認が必要。そのうえで予算状況などを踏まえて判断する。先方からの要請に対し全て対応するということではない。

- 委員：3回目の変更契約で、3つの要因のうち1つは2期から1期に早めたとのことだが、そこを除くと、単純に3回目で増えた金額のインパクトはどの程度か。

JICA：手元に詳細資料がないが、第3回変更契約は1,900万円の増額であり、2期から早めた分を除いた真水は当然それより少ないことになる。

- 委員：3回目は契約内容に大きな変化があるわけではなく変更契約に納得性があるが、1回目から2回目の変更は作業内容も金額もかなり異なる。新規契約ではなく変更契約で従来契約を更新したのは何故か。何かルールのようなものがあるのか。

JICA：新たなプロジェクトとして仕立てるには、公式要請の取り付け、本邦での採択判断、発注手続きなどで相当の時間を要する。それが妥当であれば採るべきステップではあるが、本件のように迅速性が求められる災害対応案件には馴染まず、既存契約を活用した次第。

委員：通常であれば別契約が妥当でも、緊急性がありスピード感が求められるケースではやむを得ない、という判断ということか。

JICA：そのとおり。

委員：前回説明を受けたときは、災害スタンバイ契約制度が設けられる前であり、既存契約の変更で対応するのが最速の手段だった、ということだと理解。災害スタンバイ契約制度ができた今となっては、変更契約で対応することは最早ないという理解か。

JICA：災害スタンバイ契約制度は、コンサルタントを事前に複数選定の

うえ常時待機する制度で、極度の迅速性が求められる時に見積もり合わせで待機しているコンサルタントの中からコンサルタントを選定。複数者に声がけし、最良のプロポーザルを提出いただいたコンサルタントと契約を締結する。この方法で対応可能であれば本制度で対応していきたい。一方、もともとの契約内での業務経験が活かせる、或いは追加業務への付加価値が期待できるようなケースでは、変更契約もオプションとして残したい。

JICA：本件は、もともと防災案件の実施を予定していたところに地震が起きたというケース。相手国政府ももともと想定していた防災とは少し異なる内容を、実際の地震災害対応に寄せた支援として要請してくることになり、JICA もコンサルタントにお願いする内容を変えた、ということ。全く関係ない案件を実施しているコンサルタントにいきなり災害対応をお願いすることは考えにくい。今回のような条件が重ならない場合はスタンバイ制度の方を使うことになると思う。

⑥ バングラデシュ国 MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト

＜委員からの主な意見・質問、JICA からの回答等＞

- （特に質疑応答なし）

（３）参加意思確認公募の点検

JICA 関係部署より 2024 年度対象案件につき説明後、質疑応答を行った。概要は以下のとおり。

① 2024 年度-2026 年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託＜委員からの主な意見・質問、JICA からの回答等＞

- 委員：財務諸表に関連公益法人として記載される条件として、元職員の在籍状況とか JICA との取引金額の大きさ等がある。JICA との取引額が当該法人の財政の大部分を占めていれば歪んだ関係ができやすいということであり、ともするとその法人を維持させるために研修コースを設定している等といった見方もされ得る。研修自体の意義をきちんと説明できるととともに、受注者としての唯一性までは断言できない場合に、本件のように競争も視野に入れた参加意思確認公募を行うことは重要。

② 2024 年度-2026 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」

＜委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等＞

- 委員：2月来日で10月帰国という期間設定に関し、種蒔きや収穫といったフィールドワークのみで埋まるわけではないと思うが、座学研修なども含まれるのか。

JICA：座学もある。扱う野菜も1種類ではなく、各研修員が自国で適応可能な品種・野菜をいくつか選び、複数回に分けて種植え、収穫を実施している。収穫後のマーケティングや販売も指導対象で、関連する機関への訪問学習なども含まれている。8ヵ月間、みっちり研修日程が組まれている。

※ 次に審議予定とされていた「2024-2026年度国際緊急援助隊派遣に係る緊急航空輸送等手配等に係る業務特約」は、スリランカ洪水被害に対する緊急オペレーションの都合上、次回委員会での審議に延期。

③ ベトナム国戦略的幹部研修プロジェクト：2024年度～2026年度研修実施業務

＜委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等＞

- 委員：共産国に対して日本の制度を説明することの効果とはどのようなものか。

JICA：日本とベトナムの首脳の間で合意し実施するもので、ベトナムに知日者を育成するという点で日本にとって重要な案件だと考えている。

JICAとしてもそのイニシアティブに沿って本事業を実施している。国家ガバナンスや産業構造、近代化の歴史、さらに学識者によるマネジメント論などを共有するコースを実施している。国家体制を超えたニーズがあり、ベトナム側からも、参考になるという評価を得ている。

④ 高専オープンイノベーションチャレンジ実施にかかる業務

＜委員からの主な意見・質問、JICAからの回答等＞

- 委員：打診したが実施困難と回答があった独立行政法人に関し、困難な理由は何か。

JICA：国内の関連機関を纏める機能はあるが、事業実施の機能はなく、組織上難しい、という回答をいただいた。

- 委員：日本とアフリカ地域の共通の社会課題には、例えばどのようなものがあるのか。

JICA：アメリカミズアブの幼虫を餌として活用するにあたり必要な幼虫と食べ物カスとの分離を、日本側の学生さんが電気を使わず手動機器で分

離する方法を見せたところ、ケニアの現場で簡易に行える方法として高く評価された。翻って日本でも活用できないかということで、錦鯉の餌造りに活用した、という事例があった。

- 委員： 2回目以降のプログラムは計画されているのか。その場合、JICAがイニシアティブをとるべきものなのか、若しくは別の機関がやるべきことなのか。後者の場合、どこの団体が主体となるのか。

JICA：高専の関係者に持続的に進めていただくような枠組み作りが今回の契約の中で謳われており、2027年度以降、JICAとの契約ではない方法で進めていただく方向にある。

以上

2025 年 12 月 12 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

2025 年度第 3 回契約監視委員会 議事次第

1. 日 時: 2025 年 12 月 12 日(金) 14:00～17:00

2. 場 所: JICA 本部 2 階 202 会議室
(Teams での接続あり)

3. 議 事:

- (1) 2025 年度上半期契約
- (2) 変更契約の点検
- (3) 参加意思確認公募による契約の点検

4. 出席者:

(1) 委員

唐木 秀明	唐木秀明公認会計士事務所(公認会計士)
小川 千恵子	小川会計事務所(公認会計士・税理士、米国公認会計士)
中村 明奈	東京八丁堀法律事務所(弁護士)
佐野 景子	JICA 監事

※五艘 隆志委員(東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科(准教授))は都合によりご欠席

(2) JICA

三井 祐子 理事
国際協力調達部(事務局)高橋 部長 他
総務部審議役、企画部審議役、ガバナンス・平和構築部審議役

以上

議事 1

2025 年 12 月 12 日

2025 年度上半期契約実績

1. 競争性のない随意契約

	通期実績			上半期実績	
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2024 年度	2025 年度
件数	1,121 件 (41.2%)	910 件 (37.6%)	1,024 件 (41.6%)	693 件 (48.8%)	497 件 (41.1%)
金額	301 億円 (23.6%)	296 億円 (24.5%)	289 億円 (28.1%)	191 億円 (32.6%)	104 億円 (18.6%)

() 内は各年度の全体に占める割合。

(注) 上半期実績のうち、2025 年度は暫定値。

- ① 2025 年度上半期における競争性のない随意契約は、前年度同期比で件数・金額共に減少（-196 件、-87 億円）した。上半期の全体の契約に占める割合も、件数ベース、金額ベースともに減少（件数ベース 41.1%で-7.7pt、金額ベース 18.6%で-14.0pt）した。
※2025 年度上半期のその他の契約は、競争入札が【132 件（10.9%）／146 億円（26.0%）】、企画競争、公募等を含む競争性のある随意契約が【581 件（48.0%）／311 億円（55.4%）】となっている。
- ② 2025 年度上期と比較して、競争性のない随意契約が減少した要因は技術協力研修であり、件数で 121 件、金額で約 110 億円減少している。2024 年度に導入された、大学との研修員（学位課程就学者）受入委託契約の複数年度契約化を受けて膨らんだ契約金額が平常化したことによる。
- ③ 競争性のない随意契約となった主な調達を種別ごとに見ると、表 1 のとおり。2025 年度上期は、従来どおりの「各種業務委託」、「賃貸借（家賃）」、「システム関連（開発・運用・保守）」、「技術協力研修」のほか、「コンサルタント等契約」が競争性のない随意契約の上位を占めた。「コンサルタント等契約」の比率が上昇した主因は、鉄道敷設に付随する有償勘定の技術支援で 6 億円超の契約が発生したことが大きい。
- ④ 金額ベースで 10 億円を超える契約はなく、5 億円を超える契約は「各種業務委託」1 件、「システム関連（開発・運用・保守）」2 件、「システム関連」2 件で計 4 件であった。

<表 1> 競争性のない随意契約に占める主な調達

(2025 年度上半期金額実績上位 5 位並びに昨年度上位 5 位までの調達区分)

	2024 年度上半期				2025 年度上半期			
	件数		金額（千円）		件数		金額（千円）	
技術協力研修	146	20.7%	11,686,407	61.0%	25	5.0%	688,836	6.6%
各種業務委託	264	37.3%	3,463,626	18.1%	228	45.9%	4,111,682	39.5%
システム関連（開発・運用・保守）	37	5.2%	1,295,548	6.8%	12	2.4%	1,989,341	19.1%
賃貸借（家賃）	68	9.6%	1,130,110	5.9%	66	1.2%	1,549,497	14.9%
コンサルタント等契約	6	0.8%	243,709	1.3%	7	1.4%	1,062,771	10.2%
（参考）								
ローカルコンサルタント	118	16.7%	757,015	3.9%	98	19.7%	645,236	6.2%
（競争性のない随意契約）合計	707	100.0%	19,166,295	100.0%	497	100.0%	10,405,850	100.0%

2. 一者応札・応募

	通期実績			上半期実績	
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2024 年度	2025 年度
件数	553 件 (20.3%)	513 件 (21.2%)	453 件 (18.4%)	248 件 (16.9%)	219 件 (18.1%)
金額	368 億円 (28.9%)	492 億円 (40.7%)	285 億円 (27.7%)	175 億円 (29.6%)	155 億円 (27.6%)

（ ）内は各年度の全体に占める割合。

（注 1） 実質継続契約を含まない、新規契約のみによる実績。

（注 2） 上半期実績のうち、2025 年度は暫定値。

- ① 2025 年度上半期における競争性のある契約のうちの一者応札・応募は、前年度同期比で減少（△29 件、△20 億円）している。
- ② 一者応札・応募となった契約の主な調達を種別毎に見ると、表 2 のとおり、「コンサルタント等契約」、「各種業務委託」、「技術協力研修」が従来同様、金額・件数ベースで、大きな割合を占める一方、2025 年度は「各種業務委託」、「建物管理・保守」が大きく膨らんでいる。前者は本邦招聘事業委託にかかる 20 億円弱の大型契約が、後者は 3 国内機関で各 5 億円超（1 件は 10 億超）の施設管理・運営の大型契約が結ばれたことが大きい。
- ③ なお上記②とは別に金額の切り口で見た場合、10 億円を越える契約は「各種業務委託」で 1 件、「建物管理・保守」で 1 件、計 2 件となり、各、5 億円超 10 億円未満の契約については、「建物保守管理」で 2 件、「コンサルタント等契約」で 1 件の計 3 件となった。

<表 2> 一者応札・応募となった契約の主な調達

(2025 年度上半期金額実績上位 5 位並びに昨年度上位 5 位までの調達区分)

	2024 年度上半期				2025 年度上半期			
	件数		金額（千円）		件数		金額（千円）	
コンサルタント等契約	73	29.4%	11,913,025	68.1%	60	27.4%	6,550,963	42.4%
各種業務委託	40	16.1%	1,634,827	9.3%	34	15.5%	3,728,184	24.1%
技術協力研修	78	31.5%	1,392,714	8.0%	73	33.3%	1,089,350	7.0%
建物管理・保守	2	0.8%	219,497	1.3%	3	1.4%	2,678,795	17.3%
工事（建設、土木も含む）	4	1.6%	666,712	3.8%	4	1.8%	584,212	3.8%
（参考）								
システム関連（開発・運用・保守）	6	2.4%	781,777	4.5%	4	1.8%	45,770	0.3%
物品購入	12	4.8%	681,089	3.9%	5	2.3%	474,572	3.1%
（一者応札・応募契約） 合計	248	100.0%	17,503,076	100.0%	219	100.0%	15,453,398	100.0%

以上

2024年度変更契約公表リスト一覧

・当初契約金額(契約書単位)が2億円以上、かつ公表対象年度に発生した契約変更金額について、当初契約に比して5割以上の増減した変更契約(対象期間内に、複数回変更がある場合、対象期間内で最後の契約変更後の金額と当初契約の比較

一般契約、研修業務委託契約等(2案件)

契約、研修業務委託契約等(2案件)												(注1)同一案件及び、従前案件等で同一受注者のもの			
No.	調達業務依頼部門(部)	調達件名／契約件名	調達業務種別	選定方法	当初契約金額 (税込)	現契約金額(税込) (変更後)	増減率	履行開始日(分割 契約単位)	履行期限(分割 契約単位)	契約締結日	通貨(円 貨／外 貨)	契約相手方名(代表企業)	過去の契約監視委員会での 審議実績(注1)	選定委員	選定理由・質問事項等
1	ガバナンス・平和構築部	DXLab支援業務 第2期	その他業務・サービスシステム 関連	特命随意契約	528,260,000	3,961,444,000	750%	2023/8/14	2025/6/30	2024/12/18	円	ポストン・コンサルティング・グループ合同会社		佐野 中村 唐木	佐野:特命随意契約で増加率が大きい案件のため、 変更理由及び変更後金額の妥当性を確認したい。 中村:増加率が大きいため、契約変更に至った経緯、 750%も増加した理由を確認したい。 唐木:当該案件が特命随意契約となっている理由は 何でしょうか。また、当年度にDXLab支援業務第3期 の一般競争入札を行われているみたいですが、第2 期と比較して何が変わったのでしょうか。
2	情報システム部	JICA情報通信網の更改	その他業務・サービスシステム 関連	一般競争入札(総合評 価落札方式)	7,701,201,427	14,829,131,511	193%	2015/2/10	2025/3/31	2024/11/27	円	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	2022年度第三回(契約変更)	五艘 佐野(△) 中村	五艘:元契約額と変更割合がともに大きいVICT調達で あり、どのような事情があったのかを確認したい。 佐野:対象案件中、現契約金額が最も大きい。 中村:増加率が大きく、また履行開始日から10年以上 経過しているため。2022年度第三回で審議されてい るが、そこからさらに契約変更が必要となった理由、及 び長期間の契約となっている理由を確認したい。

コンサルタント等契約(4案件)

サルタント等契約(4案件)												(注1)同一案件及び、従前案件等で同一受注者のもの			
No.	調達業務依頼部門(部)	調達件名／契約件名	調達業務種別	選定方法	当初契約金額 (税込)	現契約金額(税込) (変更後)	増減率	履行開始日(分割 契約単位)	履行期限(分割 契約単位)	契約締結日	通貨(円 貨／外 貨)	契約相手方名(代表企業)	過去の契約監視委員会での 審議実績(注1)	選定委員	選定理由・質問事項等
3	社会基盤部	ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト(ファスト・トラック制度適用案件)	コンサルタント等契約-業務実施 契約ー【事業実施・支援業務】開発 計画調査型技術協力(技術協 力プロジェクト)	企画競争	450,815,000	914,527,209	203%	2023/3/1	2026/8/31	2025/2/7	円	日本工営株式会社	2023年度第四回(一社応募)	小川	当初契約金額からの増加率が高いことと、前回の契 約が同業者かどうかはわからないが1社応募であつた から。
4	社会基盤部	ベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト	コンサルタント等契約-業務実施 契約ー【事業実施・支援業務】円 借款付帯プロジェクト	企画競争	574,650,720	880,536,034	153%	2017/12/8	2025/7/31	2025/1/31	円	東京地下鉄株式会社		佐野	契約期間が長い案件であり、変更の経緯・理由を確認 したい。
5	地球環境部	トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」(第1期)	コンサルタント等契約-業務実施 契約ー【事業実施・支援業務】技術 協力プロジェクト	企画競争	206,866,000	793,836,674	384%	2023/3/7	2025/4/15	2024/9/17	円	日本工営株式会社	2024年度第三回(変更契約)	五艘 小川	五艘:被災を踏まえた業務と想像され、不確定要素が 多いことは理解できる。こういった案件における調達の 考え方(当初条件や予定価格の設定など)について 確認したい。 小川:当初契約金額からの増加率が高いことと、前回 も変更契約があった案件と思われるから。
6	社会基盤部	バングラデシュ国MRT沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト	コンサルタント等契約-業務実施 契約ー【事業実施・支援業務】開発 計画調査型技術協力(技術協 力プロジェクト)	企画競争	229,139,000	443,086,366	193%	2021/7/15	2026/5/29	2024/7/10	円	日本工営株式会社		唐木	現契約金額においては、当初計画時のそれから大きく 変更されていますが、これはプロジェクトのスコープが 変更された等の理由なのでしょうか。そうであればプロ ジェクトの変更内容をご教示ください。

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

(1) 契約件名	DXLab 支援業務 第2期
(2) 原契約金額	単価契約のため契約書には契約単価のみ記載。 当初実施計画額は 2023-2024 年度で合計 528,260 千円。
(3) 原履行期間	2023 年 8 月 14 日～2025 年 2 月 28 日
(4) 契約相手名称	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社
(5) 業務の概要	外部の企業・学術機関等が持つデジタル技術の活用により ODA 事業の開発インパクト増を図る DX 推進メカニズム（DXLab）の運用支援業務。 主たる支援対象は以下のとおり（別添参照）。 1. DXLab 運営に係る事務局支援 2. DX 推進に係る構想策定支援 3. DX 推進に係る外部パートナーとのデジタル技術パイロット実証（PoC）支援（DX 共創案件支援） 4. DX 対外広報支援
(6) 業務主管部	ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

2. 変更契約の経緯・概要

(1) 第1回変更契約（変更契約締結日：2024 年 12 月 18 日）

変更後契約金額	単価契約のため契約金額の記載無し。 本契約変更に先立ち実施計画額及び契約充当額の変更を 2 回決裁（2023 年 12 月（充当額増①）、2024 年 12 月（充当額増②）し、当該契約の充当可能額の総額を 3,961,444 千円とした。
原契約金額からの差額	上述の実施計画額の変更額と当初実施計画額の差額は 3,433,183 千円（内、補正予算 973,000 千円）
変更後履行期間	2023 年 8 月 14 日～2025 年 6 月 30 日（4 ヶ月延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 契約期間延長に伴い各成果品の提出時期を変更。
変更理由	【履行期限延長・各成果品の提出時期変更】 複数の DX 共創案件支援について、開発途上国側の実施機関による DXLab 取組み推進に係る組織的な判断や体制整備の遅延等により、第2期契約の契約履行期限の 2025 年 2 月末の終了が困難な案件が発生し、第2期契約を個別案件の完了まで延長する必要が生じたため。 【充当可能額増】 充当可能額増の主な理由は以下のとおり。

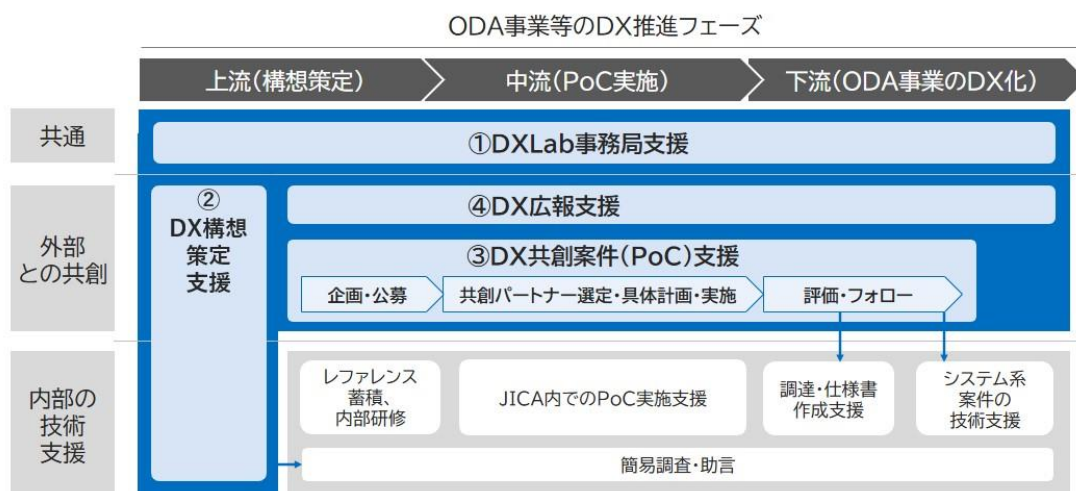
	1. 有償案件（有償諸費）や令和 5 年度（R5）補正予算対象案件に対する関係事業部からの DXLab 支援ニーズの高まりに伴う有償諸費・R5 補正勘定科目の追加および当該科目の充当可能額追加。 2. DX 主流化推進に伴う DXLab 支援ニーズの高まり。特に①デジタル公共インフラ（DPI）にかかる協力検討及び、②AI 協力、③宇宙分野協力に関する構想策定にかかる追加（共通諸費）、④ブータン DX 推進にかかる構想策定の追加、⑤インドデリーメトロ公社 DX 推進、⑥インド森林事業 DX 推進、⑦バングラデシュ水公社 DX 推進協力における支援（有償諸費）
変更契約の妥当性	本契約変更に伴う業務内容および設定単価の変更は無し。また履行期間に係る変更については上述のとおり各個別案件にて先方実施機関等の事由によるものであり、当初予定履行期限で案件終了とすることの影響を鑑み妥当と判断した。

3. その他特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

・ 契約変更の理由は上述のとおり、先方実施機関の事由による履行期限の延長が必要となったため。他方で当該変更契約に伴う実施計画額の増額理由については、機構内の DXLab 支援ニーズの高まりに伴うもの。なお DXLab を運用する過程において当初想定よりも他部からの DXLab への支援ニーズが大きく、結果として実施計画額が 750%超増となった次第。 ・ 本契約は DXLab の当初調達にて第 1 期・第 2 期を含む業務に係る企画競争を実施。当該時点で第 1 期調達における受注者が第 2 期期間中の業務も行うこととなっていたが、第 2 期の業務内容は第 1 期終了時まで確定の上、別途契約を行うこととしていたため、第 1 期・第 2 期をそれぞれ別の契約としつつ、後者は第 1 期受注者への特命随意契約とした次第。なお 2025 度に DXLab 支援業務第 3 期の一般競争入札を実施しており、第 1-2 期と第 3 期とで業務内容に大きな変更は生じていないものの、以下のとおり予算執行管理の観点から契約形態及び運営面での変更を実施。 ・ 契約形態：第 1-2 期については、業務メニューは決まっていたが発注量が確定しないことにより業務横断的に単価契約としていた。第 3 期に及んでは、全体を単価契約とはせず、一部業務量が確定できる部分※と単価設定して発注量に応じて支払う部分に分けた。全体としては、通常の業務委託契約同様の扱いとして、想定する発注量（想定時間数）に応じた契約金額を設定した。 ※一部定常業務における費用及び活動内容の固定化（DXLab 事務局支援、DX 広報支援） ・ 個別案件支援業務において、増額の必要が生じれば、JICA で数量を精査し、予算額を増額して対応
--

以上

別添：DXLab支援機能



案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

(1) 契約件名	JICA 情報通信網の更改
(2) 原契約金額	7,701,201,427 円（うち消費税及び地方消費税の合計額 201,201,427 円）
(3) 原履行期間	2015 年 2 月 10 日～2022 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	エヌ・ティー・ティー・コミュニケーションズ株式会社
(5) 業務の概要	JICA 情報通信網の構築および保守運用
(6) 業務主管部	情報システム部システム第一課

2. 変更契約の経緯・概要

過年度に対応した第 1 回から第 25 回までの変更の経緯・概要は別紙エクセル表参照

なお、第 24 回、第 25 回変更契約については 2022 年度第 3 回契約監視委員会にてご説明済

（1）第 26 回変更契約（変更契約締結日：2023 年 8 月 31 日）

変更後契約金額	14,849,386,166 円（うち消費税及び地方消費税の合計額 423,812,827 円）
原契約金額からの差額	7,148,184,739 円（うち消費税及び地方消費税の合計額 222,611,400 円）増額
変更後履行期間	2015 年 2 月 10 日～2025 年 3 月 31 日（1 年間の延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	特になし
変更理由	【契約金額増減】 [増額要因]①在外 Internet-VPN・IP-VPN 両回線(対象 6 拠点)の利用期間延長と機器交換、②イラン事務所個別対応(機器運用管理)、③セキュリティ基盤機器更改、④BCP 発動用セキュリティ基盤期間延長、⑤機構 DC の DMZ 回線期間延長、⑥新・海外投資システム新規接続。 [減額要因]①アフガニスタン事務所閉所及びスーダン事務所退避に伴う回線の前倒し終了、②不要となるセキュリティ機能削除。 【履行期限延長】 市場化テスト小委員会での指摘（競争性確保のため設計構築期間を長くすること）への対応として調達スケジュールを見直し、情報システム委員会（2023 年 3 月）での審議・承認を経て履行期限を次期情報通信網運用開始まで 1 年間延長。また、これに伴う追加要件に対応（機器更新や不要回線契約の終了等）。
変更契約の妥当性	過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに情報シス

	テム企画開発技術支援員 ¹ による金額妥当性の評価結果から、金額の妥当性を確認している。
--	---

(2) 第 27 回変更契約 (変更契約締結日：2024 年 3 月 29 日)

変更後契約金額	14,859,618,916 円 (うち消費税及び地方消費税の合計額 424,743,077 円)
原契約金額からの差額	7,158,417,489 円 (うち消費税及び地方消費税の合計額 223,541,650 円) 増額
変更後履行期間	2015 年 2 月 10 日～2025 年 3 月 31 日 (変更なし)
変更内容 (契約金額及び履行期間以外)	特になし
変更理由	【契約金額増額】①2024 年 3 月末で提供終了予定だった業務システムサーバ Web プロキシ機能についてクラウド移行が完了するまで継続する必要があるため、必要最低限の台数(1 台)と期間(9 カ月間)を延長。②オンプレミス BCP の機構 DC 廃止(2024 年 4 月)により、代替クラウド DC への回線の新設。③図書館システムのクラウド化に伴う通信網接続対応。
変更契約の妥当性	妥当性確認は (1) 第 26 回変更契約と同じ

(3) 第 28 回変更契約 (変更契約締結日：2024 年 11 月 27 日)

変更後契約金額	14,829,131,511 円 (うち消費税及び地方消費税の合計額 425,364,876 円)
原契約金額からの差額	7,127,930,084 円 (うち消費税及び地方消費税の合計額 224,163,449 円) 減額
変更後履行期間	2015 年 2 月 10 日～2025 年 3 月 31 日 (変更なし)
変更内容 (契約金額及び履行期間以外)	特になし
変更理由	【契約金額増減】[増額要因] ①次期情報通信網への安全確実な移行・切り替えのため、当初仕様に含まれない追加作業が必要となった。 [減額要因] ②IP-VPN 回線接続拠点のうち 4 拠点及び Internet-VPN 回線拠点のパラオ事務所の通信環境改善と代替手段確保した上で予定を前倒し 2024 年 9 月末で廃止。
変更契約の妥当性	妥当性確認は (1) 第 26 回変更契約と同じ

3. その他特記事項 (委員からの質問事項及び選定理由に対する補足)

特になし

以上

¹ 情報システム企画開発技術支援員：JICA が調達する情報システムに関する仕様書、見積金額の妥当性評価等に関する支援・助言業務の委託先要員。現名称は「情報システムアドバイザー」

「JICA情報通信網の更改」 変更契約の経緯・概要（第1～25回）

変更契約時期	変更後契約金額	変更理由と内容	変更金額の妥当性
第1回 2015年8月	7,717,721,387円	在外拠点の治安・政情をふまえた更改対象拠点の追加・変更（イエメン、エルビル、シリア）	①原契約と同一単価の適用、②過去の類似業務における工数・価格との比較、の組み合わせにより金額の妥当性を確認している。
第2回 2015年12月	7,815,791,039円	無線LAN整備拠点の追加・変更（11拠点）、セキュリティサービス要件の追加	
第3回 2016年3月	7,950,595,199円	事務所移転に伴う無線LANの追加（2拠点）、ワークスタイル変革に伴うリモートアクセスツール（Bizモバイルコネクト/BizデスクトップPro）の利用ID追加	
第4回 2016年8月	7,971,415,709円	有償資金協力システムDC接続期間延長に伴う対応	
第5回 2016年9月	8,007,208,396円	BCP環境変更に伴う接続先変更及びセキュリティ基盤への機能追加	
第6回 2016年12月	8,048,836,456円	第二GSOCセンサー設置に伴うコロケーション設備の追加整備	
第7回 2017年9月	8,054,865,885円	パレスチナ・ラマッラ出張所の情報通信網への接続（構築）	
第8回 2017年12月	8,081,131,085円	パレスチナ・ラマッラ出張所の情報通信網への接続（サービス追加）、無線LAN拠点追加（パナマ）	
第9回 2018年4月	8,098,609,103円	本部（竹橋ビル）の情報通信網への追加接続	
第10回 2018年7月	8,268,575,536円	在外4拠点の情報通信網への接続（アンゴラ、ハイチ、サンパウロ、ジョージア）	
第11回 2018年11月	8,331,687,057円	在外2拠点の情報通信網への接続（ホーチミン、シエラレオネ）	
第12回 2018年12月	8,365,385,946円	在外4拠点の回線増速（ミャンマー、バングラデシュ、ポリビア、ペルー）	
第13回 2019年3月	8,454,032,346円	セキュリティ強化に伴う運用業務の追加、Mobile Connect/EDaaSサービス提供の追加	
第14回 2019年8月	8,468,334,743円	本部（竹橋ビル）の回線増速（100Mbps → 300Mbps）	
第15回 2019年10月	8,487,188,903円	消費税率改定に伴う増額分の追加	税率改正に基づくもの。
第16回 2019年11月	8,664,413,557円	在外14拠点の回線増速（ベトナム、カンボジア、フィリピン、ラオス、東ティモール、ウズベキスタン、スリランカ、モンゴル、パラグアイ、フィジー、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、キルギス共和国）	
第17回 2020年3月	8,696,588,557円	Mobile Connectの契約ID追加（1,800 ID → 5,350 ID）	
第18回 2020年6月	8,706,790,689円	回線増速対応（機構データセンターとセキュリティサービス基盤との接続回線、100 Mbps → 200 Mbps）	
第19回 2020年6月	8,732,200,689円	回線増速対応（セキュリティサービス基盤が接続するインターネット回線、200 Mbps → 1 Gbps）	
第20回 2020年7月	8,750,978,789円	回線増速対応（機構DMZとセキュリティサービス基盤とのメイン接続回線、200 Mbps → 1 Gbps）	
第21回 2020年10月	8,755,929,664円	回線増速対応（機構DMZとセキュリティサービス基盤とのバックアップ接続回線、100 Mbps x 1回線 → 100 Mbps x 2回線）	①原契約と同一単価の適用、②過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに③情報システム企画開発技術支援員による金額妥当性に関する評価、の組み合わせにより金額の妥当性を確認している。
第22回 2020年12月	9,006,014,664円	在宅勤務環境改善を目的としたローカルブレイクアウト対応（本部3拠点、国内機関15拠点、在外93拠点）	
第23回 2021年3月	9,106,032,618円	Mobile Connect利用ID数の変更（5,350 → 0）、ローカルブレイクアウト業務実施期間の変更、在外14拠点のバックアップ回線増速（インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インド、カンボジア、ケニア、バングラデシュ、セネガル、タイ、エジプト、ザンビア、ポリビア、ウズベキスタン）	
第24回 2021年7月	9,834,849,438円	在外77拠点のバックアップ回線増速、本部ビル（竹橋、市ヶ谷）向けインターネット回線増速（100 Mbps → 200 Mbps）、在外保守運用対象1拠点の追加、在外1拠点（キルギス）のNAS利用停止	過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに情報システム企画開発技術支援員による金額妥当性の評価結果から、金額の妥当性を確認している。
第25回 2022年3月	13,261,162,226円	・原契約履行期限の2年間延長 ・業務内容の縮小【①在外IP-VPN接続拠点の削減（65→18）、②通信要件変更に伴うセキュリティサービス機能の縮小、③在外拠点における一部サービスの廃止（無線LAN、NAS、UPS）】 ・期限延伸対応に要するEoL機器更改 ・一部在外拠点に関する（第24回変更契約で定めた）回線増速作業の履行期限延長 ・サービスレベル評価結果への対応の一部変更	

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

(1) 契約件名	ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）
(2) 原契約金額	450,815,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
(3) 原履行期間	2023 年 3 月 1 日～2025 年 2 月 28 日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者：日本工営株式会社 構成員：日本工営都市空間株式会社、八千代エンジニアリング株式会社、東電設計株式会社、株式会社パデコ
(5) 業務の概要	（１）優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施 （２）デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築 （３）ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）の円滑な実施に向けた調査・調整 （４）ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進
(6) 業務主管部	社会基盤部都市・地域開発グループ

2. 変更契約の経緯・概要

(1) 第 1 回変更契約（変更契約締結日：2023 年 11 月 9 日）

変更後契約金額	589,126,802 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
原契約金額からの差額	138,311,802 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）増額
変更後履行期間	2023 年 3 月 1 日～2025 年 2 月 28 日（延長なし）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 業務人月 87.00 人月を 124.60 人月へ変更。 ・ 業務内容に「緊急復旧計画（フェーズ 2）（包括方式）」に係る機材仕様書作成やウクライナ南部における洪水被害に対する追加支援業務等を追加。
変更理由	・ 現地のニーズを把握し、供与機材の仕様書作成等迅速な支援を行うため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	・ 「緊急復旧計画（フェーズ 2）」の実施やウクライナ南部の洪水被害は契約時に予見できず、追加対応が不可欠となり、復旧・復興を迅速かつ包括的に実施するためにファスト・トラック制度を適用した本契約の変更で対応することが、内容的にもスピードの上でも妥当性が認められた。

(2) 第2回変更契約（変更契約締結日：2024年2月20日）

変更後契約金額	639,997,527円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）
原契約金額からの差額	189,182,527円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）増額
変更後履行期間	2023年3月1日～2025年2月28日（延長なし）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月124.60人月を139.75人月へ変更。 ・業務内容に「緊急復旧計画（フェーズ1）」の余剰金活用に係る機材仕様書作成等の業務を追加。
変更理由	・余剰金を有効活用し、現地のニーズを把握し、供与機材の仕様書作成等迅速な支援を行うため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	・受注者は「緊急復旧計画（フェーズ1）」を原契約ですでに対応しており、追加業務に迅速かつシームレスな対応が可能のため。

(3) 第3回変更契約（変更契約締結日：2024年6月20日）

変更後契約金額	694,365,483円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）
原契約金額からの差額	243,550,483円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）増額
変更後履行期間	2023年3月1日～2025年2月28日（延長なし）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月139.75人月を154.45人月へ変更。 ・業務内容に「緊急復旧計画（フェーズ3）（包括方式）」に係る機材仕様書作成等の業務やヘルソン都市圏総合空間開発計画策定支援業務等を追加。
変更理由	・「緊急復旧計画（フェーズ3）（包括方式）」が新たに形成されるとともに、復旧・復興戦略の策定支援にあたりニーズが確認された、ヘルソン市の都市圏総合空間開発計画の策定に対応するため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	・「緊急復旧計画（フェーズ3）」の実施やヘルソン都市圏総合空間開発計画策定支援は契約時に予見できず、追加対応が不可欠となり、復旧・復興を迅速かつ包括的に実施するためにファスト・トラック制度を適用した本契約の変更で対応することが、内容的にもスピードの上でも妥当性が認められた。

(4) 第4回変更契約（変更契約締結日：2024年8月27日）

変更後契約金額	743,385,538円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）
原契約金額からの差額	292,570,538円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）増額

変更後履行期間	2023 年 3 月 1 日～2025 年 2 月 28 日（延長なし）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 業務人月 154.45 人月を 165.25 人月へ変更。 ・ 業務内容に瓦礫・災害廃棄物処理にかかる仮置場事業でのアスベスト分析関連及び広報動画作成支援業務を追加。
変更理由	・ 仮置場事業でのアスベスト分析や大気分析等に係る必要経費分の人月/契約金額増を行った。 ・ 動画作成を通じて、これまでの活動を記録し、国内外における JICA の対ウクライナ支援への理解促進を図るため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	・ 廃棄物に含まれるアスベスト問題は契約時に予見できず、追加対応が不可欠となり、復旧・復興を迅速かつ包括的に実施するためにファスト・トラック制度を適用した本契約の変更で対応することが、内容的にもスピードの上でも妥当性が認められた。 ・ 動画作成に関し、受注者はプロジェクトを通じた供与機材や本邦招へい等の支援実績を熟知しているため。

（５）第５回変更契約（変更契約締結日：2025 年 2 月 7 日）

変更後契約金額	914,527,209 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
原契約金額からの差額	463,712,209 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）増額
変更後履行期間	2023 年 3 月 1 日～2026 年 8 月 31 日（18 か月延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 業務人月 165.25 人月を 215.61 人月へ変更。 ・ 成果品提出期限を 2025 年 3 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日へ変更。 ・ 業務内容に自治体等向け機材供与に係る機材仕様書作成等の業務、瓦礫処理仮置場事業、本邦招へいに係る支援業務等を追加。
変更理由	・ プロジェクト期間の延長に伴い、履行期間の延長を行うとともに、延長期間に係る監理業務やモニタリング等にかかる費用分の人月/契約金額増を行った。 ・ これまでの支援を踏まえ、瓦礫処理仮置場事業にかかるアスベスト分析体制の確立や安全対策、他都市への支援等の追加業務が生じたため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。 ・ 復旧・復興計画策定やエネルギー分野に係るウクライナ側のニーズに対応し、本邦招へいを行うため、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。

変更契約の妥当性	・プロジェクト期間の延長やそれに伴う追加的な機材供与業務や本邦招へいは契約時に予見できず、追加対応が不可欠となり、復旧・復興を迅速かつ包括的に実施するためにファスト・トラック制度を適用した本契約の変更で対応することが、内容的にもスピードの上でも妥当性が認められた。 ・また、プロジェクト期間中を通じて継続的に供与機材のモニタリング等を行い、瓦礫処理に係る事業の運営継続を行うためには受注者が対応することが適当なため。
------------------------	---

3. その他特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

当初契約金額からの増加率が高い理由は、ウクライナでの戦況とそれに伴う被害の長期化や拡大等により、契約時点ではウクライナ側のニーズや追加的な対応が予見できず、新たな契約のための事業を立ち上げるよりも本契約の変更で対応することが、スピードの上での妥当性、内容的な一貫性、継続性に優れることから、業務追加や契約金額増を行ったため。

「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト」に係る契約の前に、「ウクライナ危機にかかる緊急復旧・復興支援のための情報収集・確認調査」を実施し、その際の受注者は日本工営株式会社（構成員なし）である。その後、「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト」に係る契約は1社応札で、同社（構成員あり）と契約している。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

(1) 契約件名	ベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関強化及び運営会社能力強化支援プロジェクト
(2) 原契約金額	574,650,720 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 42,566,720 円）
(3) 原履行期間	2017 年 12 月 8 日～2022 年 12 月 28 日
(4) 契約相手名称	東京地下鉄株式会社（代表者）、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、株式会社アルメック、日本コンサルタンツ株式会社、社会システム株式会社
(5) 業務の概要	本プロジェクトは、円借款事業「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベントイン-スオイティエン間（1 号線）」の付帯プロジェクトとして都市鉄道運営会社の運営維持管理能力強化を目的とし、規定等の整備や職員の運営維持能力強化の支援を行った。コンサルタント契約では、専門家派遣、研修（本邦及び第三国）等を実施した。
(6) 業務主管部	社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第三チーム（契約当時）

2. 変更契約の経緯・概要

(1) 第 1 回変更契約（変更契約締結日：2020 年 9 月 28 日）

変更後契約金額	622,183,920 円内 消費税及び地方消費税の合計額 46,887,920 円）
原契約金額からの差額	47,533,200 円内 消費税及び地方消費税の合計額 4,321,200 円）増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 業務人月 133.9 人月を 147.65 人月へ変更。 ・ 運行安全管理システムに関する業務、コロナ対応と影響に関する世界及び日本の事例調査業務及び Mobility as a Service (MaaS) の促進に関する業務の追加
変更理由	① 運行安全管理システムに関する業務の追加 →ベトナムの鉄道の安全認証制度が変更になり、プロジェクト目標達成のため、当該業務の追加並びに追加見合いの人月/契約金額増を行った。 ② コロナ対応と影響に関する世界及び日本の事例調査業務の追

	加並びに追加見合いの人月/契約金額増を行った。 →新型コロナウイルスが拡大した中で、プロジェクト目標達成のため公共交通機関及び行政機関におけるコロナ対策の調査を行う必要があったため ③ Maas の促進に関する業務の追加 →。新型コロナウイルスが拡大した中で、今後のベトナムの公共交通利用の促進のために業務が必要となったため当該業務の追加並びに追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	上記変更内容はプロジェクト目標達成のために必要なものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のために必要な等級の人月を計上しており、妥当である。

(2) 第2回変更契約（変更契約締結日：2021年3月29日）

変更後契約金額	623,491,820 円内 消費税及び地方消費税の合計額 47,006,820 円)
原契約金額からの差額	48,841,100 円内 消費税及び地方消費税の合計額 4,440,100 円) 増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月 147.65 人月を 151.71 人月へ変更。（遠隔に伴う業務効率低下のため）・現地派遣の延期及び国内業務への振替
変更理由	新型コロナウイルスの世界的な流行を受けて、JICA は 2020 年 3 月 3 日付で渡航延期の方針を示したことから、プロジェクト実施のため現地派遣を延期し国内業務に振替を行ったため。現地渡航は不要となったが、国内業務への振替による技術移転効率低下分の人月増が必要となり、トータルでは増額変更となった。
変更契約の妥当性	上記変更内容は、渡航が出来ないコロナ禍の対応として止むを得ないものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のために必要な等級の人月を計上しており、妥当である。

(3) 第3回変更契約（変更契約締結日：2021年4月16日）

変更後契約金額	646,097,920 円内 消費税及び地方消費税の合計額 71,447,200 円)
原契約金額からの差額	49,061,920 円内 消費税及び地方消費税の合計額 6,495,200 円) 増額
変更後履行期間	変更なし

変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月 151.71 人月を 157.41 人月へ変更。 ・業務内容に遠隔研修を追加（特殊傭人（通訳）の追加、研修教材作成費の追加）
変更理由	プロジェクト目標達成のため、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 2020 年度に実施予定であった本邦研修を 2022 年度へ延期するとともに、2021 年 6 月に団員が遠隔研修を実施する必要があったため当該業務の追加並びに追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	上記変更内容はプロジェクト目標達成のために必要なものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のために必要な通訳者の傭上及び必要な等級の人月を計上しており、妥当である。

（４）第４回変更契約（変更契約締結日：2021 年 7 月 20 日）

変更後契約金額	640,817,920 円内 消費税及び地方消費税の合計額 48,581,920 円)
原契約金額からの差額	66,167,200 円内 消費税及び地方消費税の合計額 6,015,200 円) 増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月 157.41 人月を 158.45 人月へ変更。（遠隔に伴う業務効率低下のため） ・活動の一部（活動 1-2, 2-5, 2-7, 4-1, 5-2, 5-5）の一部作業について国内業務（遠隔実施）へ振替。
変更理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により渡航が困難であったため、上記変更内容を反映した人月/契約金額増を行った
変更契約の妥当性	上記変更内容は渡航が出来ないコロナ禍の対応として止むを得ないものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は必要な人月の国内業務に振り分け及び遠隔による業務効率の低下に伴う追加の人月を適切に計上しており、妥当である。

（５）第５回変更契約（変更契約締結日：2021 年 12 月 27 日）

変更後契約金額	641,745,220 円内 消費税及び地方消費税の合計額 48,666,220 円)
原契約金額からの差額	67,094,500 円内 消費税及び地方消費税の合計額 6,099,500 円) 増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月 158.45 人月を 160.28 人月へ変更。（遠隔に伴う業務効率低下のため）

以外)	・活動の一部（活動 1-2, 2-5, 2-7, 4-1, 5-2, 5-5）の一部作業について国内業務（遠隔実施）へ振替。
変更理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により渡航が困難であったため上記変更内容を反映した契約額増/人月増、契約額増額を行った。現地渡航は不要となったが、国内業務への振替による技術移転効率低下分の人月増が必要となり、トータルでは増額変更となった。
変更契約の妥当性	上記変更内容は渡航が出来ないコロナ禍の対応として止むを得ないものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は必要な人月の国内業務に振り分け及び遠隔による業務効率の低下に伴う追加の人月を適切に計上しており、妥当である。

（６）第６回変更契約（変更契約締結日：2022 年 12 月 28 日）

変更後契約金額	756, 803, 020 円内 消費税及び地方消費税の合計額 59, 126, 020 円)
原契約金額からの差額	182, 152, 300 円内 消費税及び地方消費税の合計額 16, 559, 300 円) 増額
変更後履行期間	2017 年 12 月 8 日～2024 年 1 月 31 日（約 13 ヶ月延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・業務人月 160.28 人月を 185.13 人月へ変更。 ・成果品提出期限を 2022 年 12 月 28 日から 2023 年 12 月 29 日へ変更。
変更理由	円借款本体の遅れやベトナム側の安全認証手続きの遅れに伴い、契約期間中に安全認証業務の完了が困難となったため期間延長した。また、ベトナム側との協議の中で、関連規定類草案が新たに日本側の対応となったため人月/契約金額を追加した。
変更契約の妥当性	上記変更内容はプロジェクト目標達成のために必要なものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のために必要な等級の人月を計上しており、妥当である。

（７）第７回変更契約（変更契約締結日：2024 年 1 月 26 日）

変更後契約金額	756, 803, 020 円内 消費税及び地方消費税の合計額 59, 126, 020 円)
原契約金額からの差額	182, 152, 300 円内 消費税及び地方消費税の合計額 16, 559, 300 円) 増額
変更後履行期間	2017 年 12 月 8 日～2025 年 1 月 31 日（12 ヶ月延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・成果品提出期限を 2023 年 12 月 29 日から 2024 年 12 月 27 日へ変更。

変更理由	円借款本体の遅れやベトナム側の安全認証手続きの遅れに伴い、契約期間中に安全認証業務の完了が困難となったため、履行期間及び成果品提出期限を延長した。
変更契約の妥当性	上記変更内容は借款本体の遅延等に伴うものであり、付帯プロジェクトとして、履行期間変更は妥当である。

(8) 第8回変更契約（変更契約締結日：2024年9月30日）

変更後契約金額	867,018,376 円内 消費税及び地方消費税の合計額 69,145,597 円)
原契約金額からの差額	292,367,656 円内 消費税及び地方消費税の合計額 26,578,877 円) 増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 業務人月 185.13 人月を 205.82 人月へ変更。
変更理由	ベトナムの安全認証プロセスについて、仮承認を得て、さらに試運転の結果に応じて対応を行い、最終的な安全認証の承認を得るまで継続して実施する変更が生じたため、そのための人月/契約金額を追加した。
変更契約の妥当性	上記変更内容はプロジェクト目標達成のために必要なものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のために必要な等級の人月を計上しており、妥当である。

(9) 第9回変更契約（変更契約締結日：2025年1月31日）

変更後契約金額	880,536,034 円内 消費税及び地方消費税の合計額 70,374,475 円)
原契約金額からの差額	305,885,314 円内 消費税及び地方消費税の合計額 27,807,755 円) 増額
変更後履行期間	2017年12月8日～2025年7月31日（6ヶ月延長）
変更内容（契約金額及び履行期間以外）	・ 成果品提出期限を 2024年12月27日から 2025年6月30日へ変更。 ・ 延伸に伴う通訳傭上及びレンタカー等の追加
変更理由	ホーチミン都市鉄道1号線は開業を迎えたものの、プロジェクト目標達成のためベトナム側の安全認証手続きの追加対応が必要であったため、当該対応の追加及び追加見合いの契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	上記変更内容はプロジェクト目標達成のために必要なものであり、追加変更は妥当である。また、契約額は追加業務実施のため

	めに必要な等級の人月を計上しており、妥当である。
--	--------------------------

3. その他特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

詳細は上述のとおりであるが、全体として、契約変更の延長については、コロナ禍による渡航延期の影響、円借款本体事業の遅れといった、本プロジェクトの外部要因に起因するものが多い。

以上

案件概要シート(変更契約)

1. 基礎情報

(1)契約件名	トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」(第1期)
(2)原契約金額	206,866,000 円(うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円)
(3)原履行期間	2023 年 3 月 7 日～2025 年 4 月 15 日
(4)契約相手名称	日本工営株式会社、株式会社エイト日本技術開発、八千代エンジニアリング株式会社
(5)業務の概要	(1)「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」 地震災害ハザード・リスク評価および既存の都市計画や関連計画の整理 (2)「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」 本邦研修、招へいを主体とした、トルコ地方自治体の廃棄物管理および災害リスク削減能力強化支援
(6)業務主管部	地球環境部防災グループ防災第二チーム

2. 変更契約の経緯・概要

(1)第1回変更契約(変更契約締結日:2023 年 7 月 19 日)

変更後契約金額	324,337,000 円内 消費税及び地方消費税の合計額 0 円)
原契約金額からの差額	117,451,000 円(うち、消費税及び地方消費税の合計額 0 円)増額
変更後履行期間	2023 年 3 月 7 日～2025 年 4 月 15 日(変更なし)
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・業務人月 58.75 人月を 92.85 人月へ変更。 ・業務内容に以下を追加。 ➤ 地方自治体等の復旧・復興支援を検討するため被害状況や他ドナーの動向等に係る情報収集とトルコ政府および関係機関・自治体の支援ニーズに係る調査の実施 ➤ 復旧・復興支援としての無償資金協力形成に係る情報収集の実施
変更理由	2023 年 2 月 6 日に発生したトルコ南東部地震において、本案件とは別途行われた緊急支援を受けて、本案件をもって復旧・復興支援へシームレスにつなげるため、業務追加及び追加見合いの

	人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	・上記変更内容を新たな案件として実施する場合、トルコ政府からの要請書取り付けと当機構での調達手続きに 3～4 か月程度時間を要する。復旧・復興支援の緊急性に鑑み、同種の防災協力である本案件に上記変更内容を追加することが最も迅速な対応方法と判断した。 ・変更内容の規模については、被災状況は深刻で、地質・地盤調査、建物・インフラの被害調査、災害瓦礫処理など広範囲にわたる活動が必要だったことから、また、無償資金協力の案件形成に関する機材選定のための調査も必要であったことから、他の災害での実績や他の無償資金協力での実績と比べても妥当な規模と判断した。具体的には、被害・ニーズ調査のため総勢 18 名、各現地約 0.5～1 人月、国内 0.5 人月を追加し、また、無償資金協力の案件形成のため総勢 8 名、各現地 0.7 人月、国内 1 人月を追加した。

(2)第2回変更契約(変更契約締結日:2023 年 11 月 10 日)

変更後契約金額	774,336,000 円(うち、消費税及び地方消費税の合計額 0 円)
原契約金額からの差額	567,470,000 円(うち、消費税及び地方消費税の合計額 0 円)増額
変更後履行期間	2023 年 3 月 7 日～2025 年 4 月 15 日(変更なし)
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・業務人月 92.85 人月を 199.85 人月へ変更。 ・業務内容に以下を追加。 ➤ 被災自治体における復興計画の策定支援 ➤ 公共建築物の試行的な耐震補強に係る技術支援(工法の提案、対象建物の選定、詳細設計等) ➤ 災害瓦礫処理に関するガイドライン策定支援
変更理由	第 1 回変更契約で追加された業務の結果を踏まえ、トルコ政府と JICA との間で、JICA が復旧・復興支援業務を実施することに合意。本案件をもって、これら業務を可能な限り早急に開始する必要があったため業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った
変更契約の妥当性	・上記変更内容を新たな案件として実施する場合、トルコ政府からの要請書取り付けと当機構での調達手続きに 3～4 か月程度時間を要する。復旧・復興支援の緊急性に鑑み、同種の防災協力である本案件に上記変更内容を追加することが最も迅速な対応方法と判断した。

	・調査結果に基づく追加業務として、復興計画策定支援で10名、耐震補強で6名、災害瓦礫処理で4名の団員を追加。それぞれの現地活動は1～3人月程度で国内活動は2人月程度とした。JICAが実施した過去の類似業務の実績とも比べ、これらの作業量は妥当かつ必要な作業量であると判断した。
--	---

(3)第3回変更契約(変更契約締結日:2024年9月17日)

変更後契約金額	793,836,000 円(うち、消費税及び地方消費税の合計額 0 円)
原契約金額からの差額	586,970,000 円(うち、消費税及び地方消費税の合計額 0 円)増額
変更後履行期間	2023年3月7日～2025年4月15日(変更なし)
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・業務人月 199.85 人月を 209.34 人月へ変更。 ・業務内容に以下を追加する等の変更。 ① ブルサ大都市圏プロジェクトの強靱化計画基本方針策定や具体的な対策案の策定等の実施(第2期契約から第1期契約への前倒し) ② トルコのイスタンブール工科大学等が独自に実施しているトルコ南西部地震からの教訓取り纏め作業への日本等の防災知見の助言 ③ 被災地における工場等の産業集積地の被災状況確認調査
変更理由	以下理由により業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。 ① トルコ側から、ブルサ大都市圏プロジェクトの計画策定を早期化するよう要望があり対応したもの。 ② トルコ側からかかる助言の要請があり、日本の知見等をインプットする価値があると判断したため。 ③ 第二回変更契約で追加された被災自治体の復興計画策定支援の結果、主要産業である工場など産業集積地の被害が大きく、その被災原因や教訓を分析・提言することが重要であると判断されたため。
変更契約の妥当性	① 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」の業務については、第2期契約を含む全期間における金額の変更は無いため妥当と判断。 ② 本業務との関連性が深く、他者を新たに調達することはコスト・時間の両面で非効率であるため、追加業務とすることは妥当であり、またトルコ側で実施されている報告内容の分析、日本の知見を踏まえたフィードバック、セミナーの開催等を、合

	計 1.5 人月国内作業で実施する作業量は妥当と判断した。 ③ 上記 2 と同様であり、被災した多数の工場等へのアンケート調査(再委託)や日本人専門家による現地でのインタビュー、被災要因分析に係る関係者協議、現地での結果発表を追加することは妥当と判断した。
--	--

3. その他特記事項(委員からの質問事項及び選定理由に対する補足)

・上記2の(1)及び(2)については、2024 年度の契約監視委員会で審議済。今回、上記2(3)について追加したもの。 ・なお、本件のような大規模災害後の被災状況や支援ニーズのための業務については、2024年度に「災害スタンバイ契約」制度を導入し、迅速に契約する体制が整備されたことから、現在はこの制度も利用可能となっている。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

(1) 契約件名	バングラデシュ国 MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト
(2) 原契約金額	229,139,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
(3) 原履行期間	2021 年 7 月 15 日～2024 年 7 月 19 日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者：日本工営株式会社 構成員：株式会社 UR リンテージ、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、株式会社アルメック
(5) 業務の概要	バングラデシュ国の首都ダッカで、大量高速輸送システム（Mass Rapid Transit（MRT））沿線における公共交通指向型開発（Transit Oriented Development（TOD））の政策、ガイドラインを作成し、調整メカニズムを構築・運営することにより、計画に基づいた適切な都市開発の推進に寄与するもの。
(6) 業務主管部	社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

2. 変更契約の経緯・概要

（1）第 1 回変更契約（変更契約締結日：2022 年 10 月 12 日）

変更後契約金額	243,531,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
原契約金額からの差額	14,392,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・ 業務人月 44.73 人月を 46.26 人月へ変更 ・ 関係者会議の実施回数の増加
変更理由	当初パイロットプロジェクト（PP）として 2 駅同時にコンセプトプランの策定を行う予定であったが、技術協力・移転のプロセスを重視するため、工程の見直しを行い、業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	技術協力・移転を丁寧かつ円滑に進めるため、変更契約が妥当であると判断した。

（2）第 2 回変更契約（変更契約締結日：2023 年 2 月 14 日）

変更後契約金額	284,194,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）
原契約金額からの差額	55,055,000 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円）増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・ 業務人月 46.26 人月を 54.76 人月へ変更 ・ 業務内容に PP（Uttara Center 駅）を追加
変更理由	PP の対象 2 駅の 1 つとして、Uttara Center 駅での実施が確定したため、同 PP 分の業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	変更理由のとおり、変更契約が妥当であると判断した。

(3) 第3回変更契約（変更契約締結日：2023年7月28日）

変更後契約金額	299,534,000円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）
原契約金額からの差額	70,395,000円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）増額
変更後履行期間	変更なし
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・業務人月 54.76人月を 63.56人月へ変更 ・業務内容に PP（Gabtoli 駅）を追加 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止費用を減額
変更理由	・PP の対象 2 駅の 1 つとして、Gabtoli 駅での実施が確定したため、同 PP 分の業務追加及び追加見合いの人月/契約金額増を行った。 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止費用が不要となったため、同費用分を減額した。
変更契約の妥当性	変更理由のとおり、変更契約が妥当であると判断した。

(4) 第4回変更契約（変更契約締結日：2024年7月10日）

変更後契約金額	443,086,366円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）
原契約金額からの差額	213,947,366円（うち 消費税及び地方消費税の合計額0円）増額
変更後履行期間	2021年7月15日～2026年5月29日（23ヶ月延長）
変更内容(契約金額及び履行期間以外)	・業務人月 63.56人月を 98.56人月へ変更 ・業務内容に、MRT 沿線における市街地再開発事業の実現のために必要な権利変換事業実施に係る規則素案の作成業務を追加 ・各種報告書を追加 ・業務従事者の変更（副業務主任者の変更を含む。）
変更理由	相手国実施機関からの求めに応じて、Gabtoli 駅をモデルとして同国における市街地再開発に向けた現状分析と実施手法の検討、さらには首都圏開発庁（RAJUK）の規則素案の作成等の作業を追加し、見合いの人月/契約金額増を行った。
変更契約の妥当性	これまでのプロジェクトの進捗を踏まえた相手国実施機関からの期待を受けて、新たに受注者の選定から行うよりも、既往契約の変更を行うことで迅速かつ効率的に要望に応えることが可能であると判断したため。

3. その他特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

現在の契約金額が、原契約時の金額から大きく変更されているのは、当初予定されていたパイロットプロジェクト（2駅）における具体作業の追加及び MRT 沿線における市街地再開発事業の実現に向けた実施機関の規則素案の作成等の業務の追加によるもの。

以上

2024年度参加意思確認公募による契約（研修委託契約）の点検

※ロングリストより選定

No.	業務主管部	契約件名/調達件名	調達業務種別	契約金額	契約締結日	履行期限	契約相手方 （共同企業体の場合は、代表者（企業名））	選定委員	選定理由・質問事項等
7	筑波センター	2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修	47,298,912	2024/4/15	2025/2/28	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク	佐野	契約相手方は直近の財務諸表で関連公益法人等の一つとされていることも念頭に、参加意思確認公募にした理由・根拠を確認しておきたいもの。
8	筑波センター	2024-2026年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修	124,601,136	2024/12/27	2025/12/26	国際耕種株式会社	唐木 中村 小川	唐木:高額契約の検証の観点で選定しています。 中村:契約金額が大きいため。研修内容を確認したい。 小川:契約金額が高額であるから。

2024年度参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検

※全件対象

No.	業務主管部	契約件名/調達件名	調達業務種別	契約金額	契約締結日	履行期限	契約相手方 （共同企業体の場合は、代表者（企業名））
9	国際緊急援助隊事務局	2024-2026年度国際緊急援助隊派遣に係る緊急航空輸送等手配等に係る業務契約	その他業務・サービス	13,226,400	2024/4/1	2027/3/31	株式会社国際サービス・エージェンシー
10	ガバナンス・平和構築部	ベトナム国戦略的幹部研修プロジェクト:2024年度～2026年度研修実施業務	その他業務・サービス	133,824,570	2024/5/7	2026/9/30	国立大学法人政策研究大学院大学
11	アフリカ部	高専オープンイノベーションチャレンジ実施にかかる業務	その他業務・サービス	89,517,800	2024/5/15	2027/3/31	国立大学法人長岡技術科学大学

参加意思確認公募案件概要シート

1. 基礎情報

(1) 契約件名	2024 年度-2026 年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託
(2) 契約金額	契約公表時予定金額(3 年分): 47,298,912 円(うち 消費税及び地方消費税の合計額 4,299,900 円) 実際の契約金額: 2024 年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約 15,766,304 円(うち 消費税及び地方消費税の合計額 1,433,300 円)
(3) 履行期間	2024 年 4 月 16 日～2025 年 2 月 28 日
(4) 契約相手名称	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク
(5) 業務主管部署	経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム
(6) 契約手続き日程	① 公示 2024 年 2 月 9 日 ② 参加意思確認書提出締切 2024 年 2 月 27 日 ③ 契約交渉 2024 年 3 月 4 日～3 月 22 日 ④ 契約締結 2024 年 4 月 15 日
(7) 業務内容	サブサハラアフリカ地域の「アフリカ稲作振興のための共同体」(以下、「CARD」) 支援対象国を対象に、稲作現場における限られた現地リソース(農業資機材、人員など)を有効活用し、持続的な機械利用を指導できる人材を育成することを目的とする。技術研修期間中には、農業機械化に関する日本事例の講義、視察、実習や参加者各国における課題・優良事例の共有とディスカッション、およびアクションプランの作成等を通じて農業機械を持続的に有効利用・維持管理するための必要な知見を習得させる業務である。

2. 参加意思確認公募にて調達した背景及び理由

背景及び要因等	受注先は、農業機械に関連する課題別研修を 2013 年度から現在に至るまで継続して受注した実績を持ち、アフリカにおける農業機械の開発・普及・利用促進および政策立案・実行等についての豊富かつ多角的な知見を有している。参加意思確認公募の時点で、課題別
---------	--

	研修「アフリカ地域農業機械化促進」(2019～、2021 年度及び 2022～2024 年度)を受託しており、研修事業を通じてアフリカ各国における農業機械化に関する最新の課題や動向を把握していることから、当研修にて各国研修員に対し適切な技術移転を実施することが可能であり、当研修の実施に必要な知見と豊富な経験を有するほぼ唯一の法人と考えられたが、受注者の唯一性までは証明できないことから、受注者を特定者として参加意思確認公募を実施した。
その他	

3. 積算根拠及びその妥当性

既存の類似案件として前年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進」の研修規模を参考にし、約 2 カ月間の研修に必要な講義時間を算出し、講義時間に対して基準単価が定められている「講義謝金」、「講習料」及び「業務人件費」から講義・実習に必要な経費を積算し、さらに、国内研修視察旅行費用、現地フォローアップ調査経費を計上した。

4. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

2. に既述のとおり、受注者は本件研修の実施に必要な知見と豊富な経験を有するほぼ唯一の法人と考えられる一方、唯一性が確実といえないことから参加意思確認公募を実施したものであり、受注者が JICA の関連公益法人等であることは受注者の選定方法の決定に際して特段考慮していない。

以上

参加意思確認公募案件概要シート

1. 基礎情報

(1) 契約件名	2024-2026 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」
(2) 契約金額	契約公表時予定金額(3年分): 124,601,136 円 (うち 消費税及び地方消費税の合計額 11,327,376 円) 実際の契約金額: 2024 年度課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」に係る研修委託契約 43,049,768 円(うち 消費税及び地方消費税の合計額 3,913,614 円)
(3) 履行期間	2025 年 1 月 6 日～2025 年 12 月 26 日
(4) 契約相手名称	国際耕種株式会社
(5) 業務主管部署	経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
(6) 契約手続き日程	① 公示 2024 年 10 月 4 日～10 月 25 日 ② 参加意思確認書提出締切 2024 年 10 月 25 日 ③ 契約交渉 2024 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 25 日 ④ 契約締結 2024 年 12 月 27 日
(7) 業務内容	アジア、大洋州などの開発途上国における小規模農家への普及に携わる普及員を対象に、野菜の栽培管理方法について、講義で理論を理解し、圃場実習の実践により品質および生産性向上のための野菜生産技術、野菜種子生産技術を身につけることを目的とする。 また、農業経営の一環としてマーケティングや販売方法までの基礎的な知識と課題解決能力を習得させる業務である。

2. 参加意思確認公募にて調達した背景及び理由

背景及び要因等	特定者は、途上国を対象とした農業・農村開発に関する筑波センター所管の研修事業の受注実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されており、特に野菜栽培技術に関しては、研修事業受注および本研修対象地域への専門家派遣の実績も多い。同社はこれまでの知見・経験、培った人材ネットワークを活かして、研修目標に沿った研修企画をはじめとして対象国の状況・ニーズに応じた柔軟
---------	--

	な研修内容の検討及び運営ができる。 また、本研修コースの前身の課題別研修「小規模農家の生計向上のための野菜生産技術」(2015-2023 年度)、課題別研修「小農支援のための野菜栽培技術とマーケティング手法」コース(2012-2014 年度)、集団研修「小農支援のための野菜栽培技術」コース(2009-2011 年度)など圃場実習を行う研修を受託した実績を有している。上記コースの委託先選定に係る過去の企画競争においても、他の応募者はなく、同社が受託実施しており、当該分野での知見を有し産学官民からの多様な講師を招請し、圃場実習を含む本研修業務を適切に実施することができるほぼ唯一の機関と考えられたが、受注者の唯一性までは証明できないことから、受注者を特定者として参加意思確認公募を実施した。
その他	

3. 積算根拠及びその妥当性

2009 年度以降、当該分野の研修の実績を参考にして約 8 カ月の研修期間に必要な講義時間を算出し、講義時間に対して基準単価が定められている「講師謝金」、「講習料」及び「業務人件費」を積算し、さらには栽培実習に必要な資材費、研修旅行経費を計上した。

4. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

本研修コースでは、共通実験で 5 品目程度の野菜を栽培しており、また、個別実験では各研修員が希望する品目を栽培するために、2 月に来日し、3 月から播種を開始、8 月までに様々な作物を生育させ、収穫を行っている。8 月以降は、これらの実験結果の分析、レポートの作成などを行い、また、栽培技術以外の農業経営面、マーケティング、販売方法などを学び、最後にアクションプランを策定し、10 月に帰国するため、研修期間として 8 カ月間は必要である。そのため、他の課題別研修に比べて長期間に及ぶ経費を計上している。

以上

参加意思確認公募案件概要シート

1. 基礎情報

(1) 契約件名	ベトナム国戦略的幹部研修プロジェクト：2024 年度～2026 年度研修実施業務
(2) 契約金額	133,824,570 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 円）12,165,870 円
(3) 履行期間	2024 年 5 月 7 日～2026 年 9 月 30 日
(4) 契約相手名称	国立大学法人 政策研究大学院大学（GRIPS）
(5) 業務主管部署	ガバナンス・平和構築部 行財政・金融チーム
(6) 契約手続き日程	① 公示 2024 年 3 月 12 日 ② 参加意思確認書提出締切 2024 年 4 月 2 日 ③ 契約交渉 2024 年 4 月 18 日 ④ 契約締結 2024 年 5 月 7 日
(7) 業務内容	「戦略的幹部研修プロジェクト」（協力期間 2018 年 9 月～2026 年 9 月）において、ベトナムの幹部行政官を対象に訪日研修の実施（日本の近代化、経済発展に係る講義・視察や意見交換）を行うもの。短期研修（約 2 週間）を 7 回、及び、研究活動中心の中期研修（約 3 か月）を 2 回実施。

2. 参加意思確認公募にて調達した背景及び理由

背景及び要因等	・本業務は 2018 年 9 月から 2026 年 9 月までの協力期間で計画された案件の中で、2024 年度から案件終了までの間に行われる訪日研修を、継続して委託するものである。本プロジェクトが開始した 2018 年度（契約期間 2018 年 12 月～2020 年 1 月の単年度契約）と翌年度の 2019 年度（契約期間：2020 年 3 月～2024 年 2 月／コロナ禍 3 年間の中断に伴う当初単年度契約の履行期限延長）に、それぞれ総合評価落札方式で入札を行った結果、いずれも GRIPS のみが応札している。 ・本契約は契約相手方に、1) 日本の政治・行政制度について深い知識・経験を有すること、2) ベトナムの共産党一党体制下における国家運営に精通していること、3) 研修参加者は政府高官（本省副大臣級・局長級・課長級）であり、関係省庁、経済界、学界、地方自治体等の幅広いアクターとの意見交換会・視察のアレンジメントを実施
---------	--

	するためのネットワークを有すること、など難易度の高い要件が求められる。 ・GRIPS は、本プロジェクトが開始する以前からカウンターパートであるベトナム共産党中央人事・組織委員会の直接の要請を受けて幹部向けに訪日研修を実施してきた経験を有する。また、日本の中央省庁からの現役出向者や勤務経験者が多く在籍しており、理論のみならず行政実務経験を踏まえた実践的な研修、地方自治体との幅広いネットワークを通じ、政策実施の現状を把握しうる充実した地方視察のアレンジメントが可能な体制が整っている。 ・そのため、これらの要件を満たす応募者は GRIPS の他に見込めないと判断できるものの、GRIPS の唯一性までは証明できないことから、調達の透明性と競争性を確保するため、同大学を特定者として、参加意思確認公募を実施することとした。
その他	

3. 積算根拠及びその妥当性

- 政策研究大学院大学（GRIPS）からの参考見積に基づき設定。同大学が定める短期研修規程（研修員一名当たり一日 77,400 円）及び中期研修規程（研修員一名当たり 1 か月 329,000 円）で定めるプログラム参加費に、各訪日研修の予定研修員数（短期研修は各回 19 名、中期研修は各回 5 名）、及び実施予定研修回数に乗じて算出。 - 直接経費については、過去の類似契約実績や機構内の招へい単価（2023 年 9 月 8 日改定 JICAPD 第 202309060002 号本邦招へいの基準について（通知））を参考に積算している。

4. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

該当なし

以上

参加意思確認公募案件概要シート

1. 基礎情報

(1) 契約件名	高専オープンイノベーションチャレンジ実施にかかる業務
(2) 契約金額	89,517,800 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 8,137,982 円）
(3) 履行期間	2024 年 5 月 15 日～2027 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	国立大学法人 長岡技術科学大学
(5) 業務主管部署	アフリカ部計画・TICAD 推進課
(6) 契約手続き日程	① 公示（参加意思確認公募） 2024 年 3 月 21 日 ② 参加意思確認書提出締切 2024 年 4 月 10 日 ③ 契約交渉（選定結果通知） 2024 年 4 月 11 日 ④ 契約締結 2024 年 5 月 15 日
(7) 業務内容	(1) 全国の高等専門学校（高専）生等による、アフリカ地域、日本国内の各地域に共通する社会・開発課題解決型コンテスト実施のための事務局運営（事業広報、コンテスト実施の課題設定、審査会等の実施、解決策のプロトタイプ作成支援等）。 (2) 日本の高専生等を対象とした課題解決型の国際理解教育の実施。 (3) 上記（1）～（2）を通じて協賛企業やパートナー団体の獲得を模索し、過去に弊機構が実施した高専オープンイノベーションチャレンジ（OIC）の実施基盤をさらに発展させて、2027 年度以後の自立的・持続的な実施体制を確立し、地域社会との共創と環流を図る。

2. 参加意思確認公募にて調達した背景及び理由

背景及び要因等	本件実施に関する契約要件として、（１）全国の高専とのネットワークを有すること、（２）社会課題解決型のアイデアの社会実装に関する知識・経験及び社会実装につなげる体制があること、（３）アフリカ地域の課題にかかる知見及び高専生に対する国際理解教育実施能力を有すること、（４）本事業終了後も、高専 OIC の運営のために事務局を継続する体制を有すること、が求められていた。 これらの要件を満たす組織が非常に限られている中、全国の高専にネットワークを有する独立行政法人国立高等専門学校機構（高専
---------	--

	機構)に打診をしたが実施困難、との回答がなされた。一方、長岡技術科学大は、社会・開発課題の解決に寄与するイノベーションを生み出す国際協力人材の育成のため、高専生や大学生の教育に対して JICA と連携して取り組んで行くことに合意(覚書を 2024 年 2 月に締結)しており、本業務の必要な要件を全て満たしていた。 上記を踏まえ、他に要件を満たす事業者の有無を確認するため、長岡技術科学大を特定者として参加意思確認公募を実施した。
その他	

3. 積算根拠及びその妥当性

本事業における契約金額内訳として、想定する業務内容を踏まえて積算項目を設定し、直接経費には、①消耗品費、②輸送費、③特殊庸人謝金、④旅費、⑤再委託費、⑥広報費、及び、一般管理費を設定した。このうち①、③、⑤、⑥については、2020 年度から 2022 年度まで長岡高専を契約相手方として実施していた高専 OIC の前身事業の実績に基づいて積算し、②、④については、インターネットにおける価格調査と見積に基づいて積算。一般管理費については、契約相手の共同研究制度規定を基準に積算を行った。

4. 特記事項(委員からの質問事項及び選定理由に対する補足)

特になし

以上